

記者発表資料

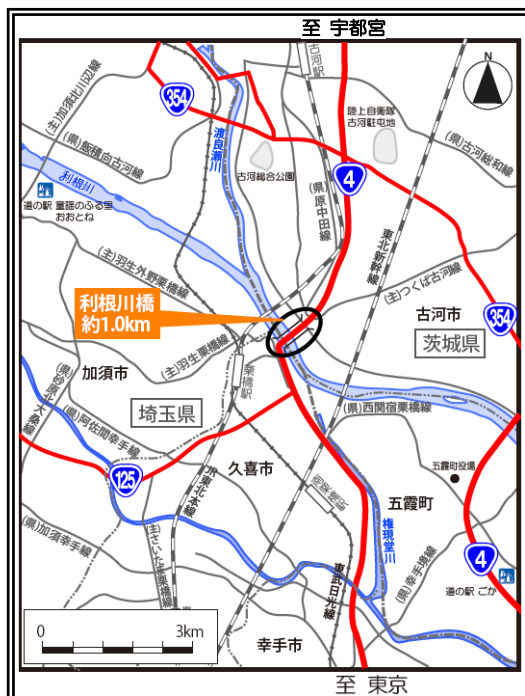
# 国道4号利根川橋(下り線)の 橋梁補修工事にともなう 夜間車線規制(2車線→1車線)のお知らせ

宇都宮国道事務所では、利根川橋のジョイント※を補修する工事を実施します。これにともない、下り線(東京→宇都宮方面)の夜間1車線の通行規制をおこないます。

◆工事内容：利根川橋のジョイントを補修するための工事

◆場 所：国道4号利根川橋下り線  
(東京→宇都宮方面)  
(埼玉県久喜市栗橋地先  
～茨城県古河市中田地先)

◆規制内容：夜間車線規制(2車線→1車線)  
及び  
期 間 平成22年9月2日(木)  
～ 24日(金)  
午後9時から翌朝5時まで



- 日曜は、基本的には工事を行いません。
- 天候などの影響により規制期間の延長や、日曜に工事をおこなう場合があります。
- 工事でご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

※ ジョイント(伸縮装置)とは、橋の路面端部に設置され、気温の変化による橋の伸縮、地震時の橋の変形を吸収し、自動車などが支障なく通行できるようにするものです。

## 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会  
茨城県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ

## 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話 028-638-2181(代表)

副所長 廣瀬 一志 管理第二課長 原 清次

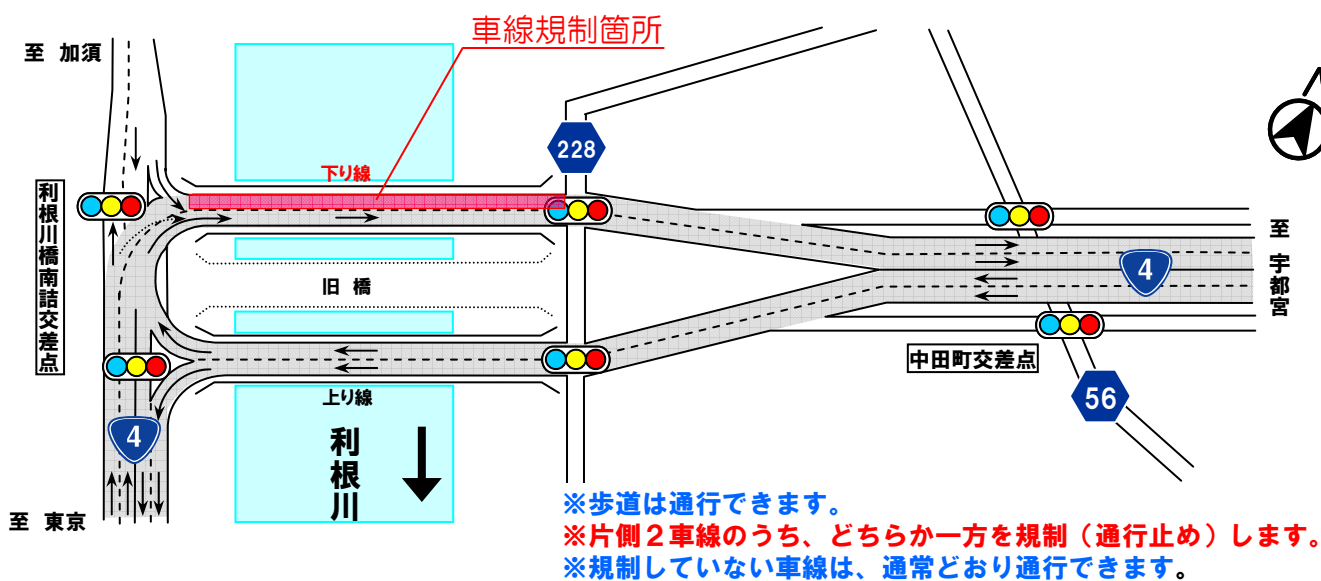
# 国道4号利根川橋下り線(宇都宮方面)の夜間1車線規制

## 平成22年9月2日(木)から9月24日(金)まで

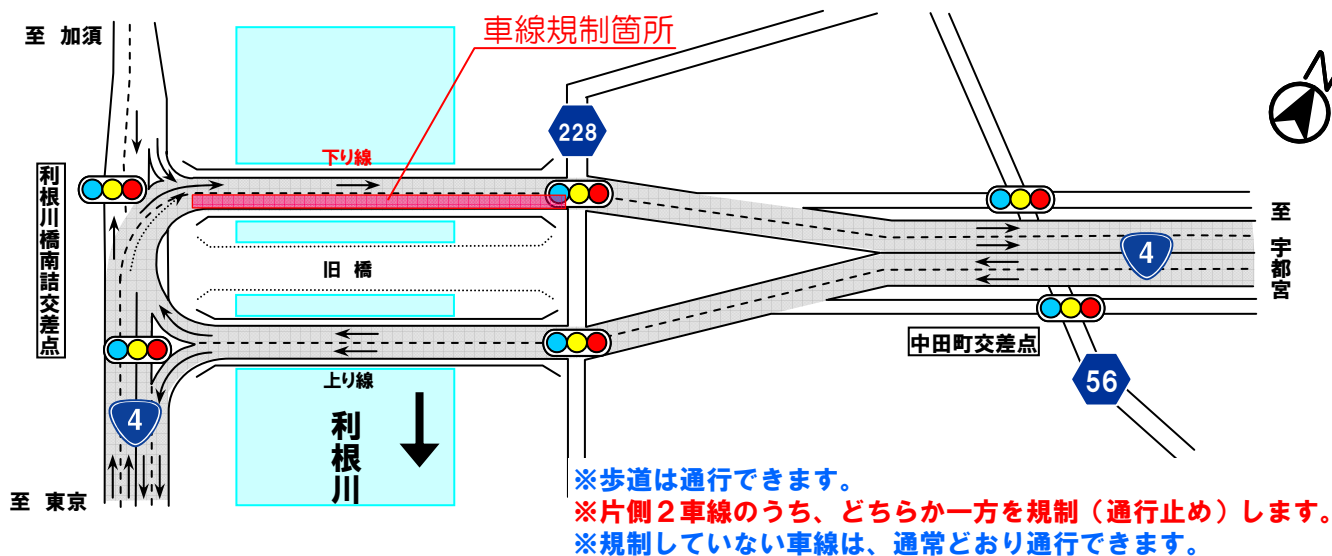
### 夜9時から翌朝5時まで

※規制期間内において、工事の進捗により、1車線規制のパターンが以下のように変化します。  
通行の際には、現地の指示に従って下さい。

#### 1車線通行規制パターン①



#### 1車線通行規制パターン②



※日曜は、基本的には工事をおこないません。  
※天候などの影響により規制期間の延長や、日曜に工事をおこなう場合があります。  
※工事でご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

# 利根川橋の概要と橋梁補修工事の目的

## 位置図

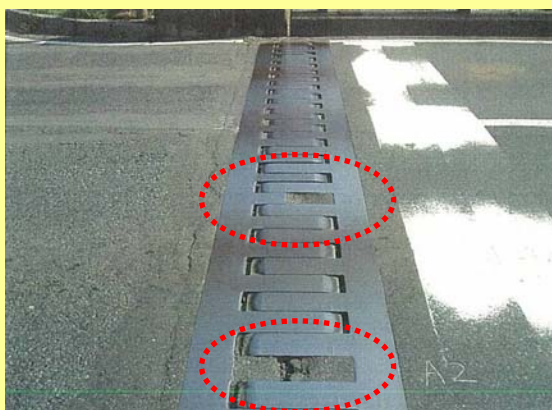


利根川橋(埼玉県側より茨城県側を臨む)平成22年3月

利根川橋は、国道4号の一級河川・利根川に架かる橋梁であり、埼玉県久喜市（旧北葛飾郡栗橋町）から茨城県古河市を結びます。また、地震などの災害時に災害復旧に必要な人員や物資の輸送を円滑かつ確実に実施することを目的とした第1次緊急輸送道路に指定されています。

今回補修工事をおこなう下り線側は、1966年（昭和41年）に架設され、完成後44年が経過し、ジョイントの損傷が著しいため、ジョイント※の補修工事を実施します。

## ■ジョイントの損傷状況



ジョイント(伸縮装置)の破損状況

※ ジョイント（伸縮装置）とは、橋の路面端部に設置され、気温の変化による橋の伸縮、地震時の橋の変形を吸収し、自動車などが支障なく通行できるようにするものです。

## 【国道4号 利根川橋（下り線）の概要】

起 終 点：埼玉県久喜市（旧北葛飾郡栗橋町）栗橋～茨城県古河市大字中田  
 延 長：L=654m  
 幅 員：W=10.25m  
 供 用 年 度：1966年度